



セカンドオピニオン

株式会社富山第一銀行

2022年12月26日

ファースト・ポジティブ・インパクト・ファイナンス

実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：新井 真美

格付投資情報センター（R&I）は富山第一銀行のファースト・ポジティブ・インパクトファイナンスの実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF 原則）に適合していることを確認した。R&Iは富山第一銀行が提供した情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、実施体制における業務プロセスはPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

富山第一銀行は、富山県を主要な営業地盤とする地域銀行。県内の複数の無尽会社を源流に持ち、地域経済への深い理解を背景に中小企業向け取引において強みを有する。経営理念として「限りなくクリア（透明）、サウンド（健全）、フェア（公平）」を掲げ、健全経営・効率経営の実現を通じて地域からの信頼を獲得し、発展してきた。地域を支える金融インフラとして安定した経営基盤を構築し、1944年の創業以来黒字を堅持している。2016年に東証一部上場を果たし、2022年4月からの新市場区分ではプライム市場を選択した。ステークホルダーからの期待に応える金融機関を目指し、一層の企業価値向上を図る。

2020年4月から2023年3月を計画期間とする第15次中期経営計画では「地域とともに。さらなる信任、さらなる進化を」の基本理念の下、地域金融機関としての持続的発展に向けた取り組みを加速させている。グループ力を生かした総合金融サービスの提供、ビジネスモデルの変革や業務プロセス改革を通じた顧客満足度向上、確固たる経営基盤と高い健全性の維持を3つのアクションとして推進し、ステークホルダーとの永続的な共生を目指す。2022年5月には、従前の「SDGs宣言」を発展的に見直す形で「サステナビリティ方針」を新たに策定し、4つのマテリアリティ（重要課題）を特定した。併せて気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明し、気候変動に伴う機会とリスクを把握するとともにCO2排出削減目標等の情報開示に取り組む。サステナビリティへの対応を重要な経営課題として位置付け、組織横断的な施策を推進する。

地域企業のサステナビリティ経営を促進する体制も強化している。取引先のESG/SDGsの取り組みを資金面から支援する商品としてグリーンローンやサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）を提供するほか、SDGs宣言策定支援等のコンサルティング機能の拡充にも注力している。こうした取り組みをさらに深化させるべく、ビジネスとSDGs達成の両立に向けて取引先を伴走支援するポジティブインパクトファイナンス（PIF）の実施体制を構築する。ソリューションのラインナップを拡充することで、より多くの取引先にサステナビリティへの取り組み意義を訴求し、持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

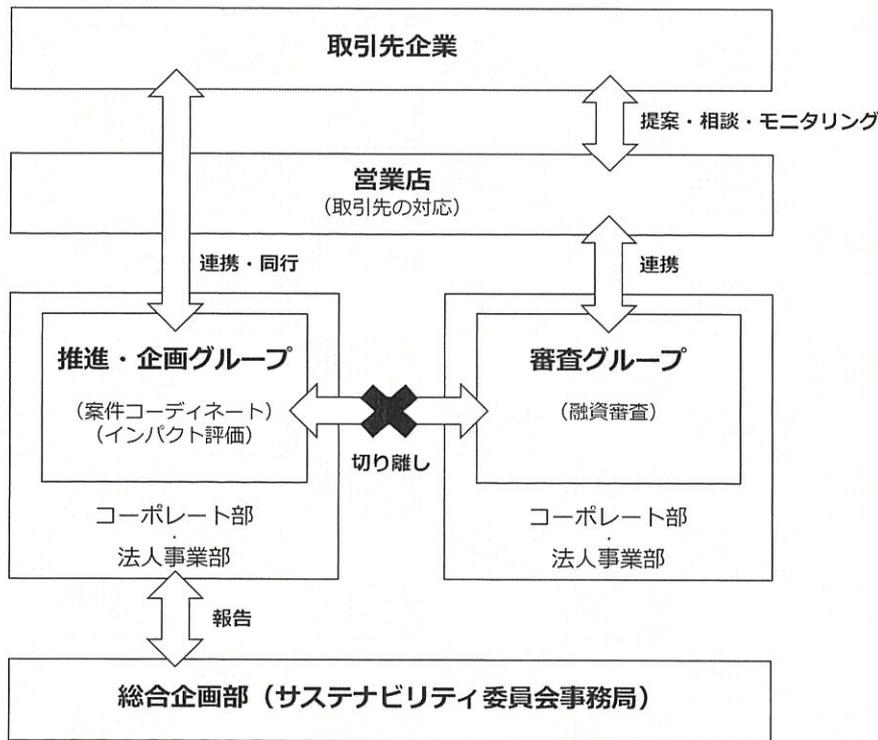
(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、富山第一銀行グループのサステナビリティに関する方針・戦略の立案や取り組みの進捗管理を実施する。同委員会は年に1回以上開催し、協議内容は取締役会へ付議・報告する体制としている。同委員会の事務局である総合企画部が具体的取り組みに関する

情報を統括する。

PIFの実施体制は下図の通りである。インパクト評価は法人事業部またはコーポレート部のいずれかの推進・企画グループが実施する。取引先の属性に応じて所管部を分けている。いずれも審査グループとは別ラインであり、通常の与信審査と切り離してインパクト評価を行う体制である。推進・企画グループの担当者は、営業店と連携してインパクト評価に係る情報収集と分析を行い、評価書を作成する。インパクト評価の結果を踏まえ営業店は審査グループ宛に与信稟議を起案する。PIF実行後の年次モニタリングにおいても推進・企画グループは営業店と協働し、取引先からの KPI 達成状況に関する資料徴求及びヒアリングを行い、進捗や次年度以降の方針について協議する。融資商品としての PIF の品質管理は法人事業部が担い、実施体制についての外部評価を年に 1 回取得する。外部評価の結果や PIF の推進状況等については必要に応じて総合企画部へ報告を行う。

■実務体制図



[出所：富山第一銀行]

(3)業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや推進体制等についてもヒアリングし、取引先の経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。取引先の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階における SDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方にに基づき開発されたツールである。富山第一銀行はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいてSDGs達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIFの定義に合った業務内容となっている。
- PIFの実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資するKPIの設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的な取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通りUNEP FIが提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 富山第一銀行のサステナビリティ方針と合致するインパクトを特定した上でKPIと目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則4参照）。
- インパクト分析と統合的なESGリスク管理は確立していないが、TCFD提言に基づき気候変動への対応方針を明確化し、機会とリスクを踏まえた取り組みについて検討を開始している。気候変動リスクは事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する体制の構築を目指している。また、環境や社会に影響を与えると考えられる特定の事業・セクターへの対応方針として融資ポリシーも制定している。
- インパクト分析は、取引先の属性に応じて法人事業部またはコーポレート部のいずれかの推進・企画グループが実施する。同グループには、SLLを含むサステナブルファイナンス商品の開発・運用に携わる人員を配置しており、KPI設定時にSLLの野心性の考え方を取り入れるなど経験を生かしている。また同グループにおいては、SDGs取り組み支援コンサルティング業務を通じて知見や調査分析力が蓄積されている。業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築している。
- 法人事業部はインパクト分析の業務プロセスを示した手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業店と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、法人事業部、コーポレート部の連携により、既存業務の枠組みの中でPIFを効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の案件審査と切り離す運用としている。
- PIFの実施体制について年に1回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則1に関連）
 - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則2に関連）
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則4に関連）。
- 富山第一銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、取引先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを

受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。

- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。富山第一銀行は取引先に対し可能な限り KPI の開示を求めていく。

原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 富山第一銀行はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や富山第一銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。富山第一銀行はインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的な KPI の設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセス定めている。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。